

東京社保協第9回常任幹事会・資料集

2019年1月24日(木) 東京労働会館4階自治労連会議室



- 1～2 中央社保協、厚労省国保問題レクチャー資料
- 3～12 中央社保協第6回運営委員会報告
- 13 介護をよくする東京の会第12回事務局会議報告
- 14 消費税阻止運動情報
- 15 消費税廃止各界連作成のチラシ
- 16～20 都民連第2回世話人会議報告
- 21 新生存権裁判東京第2回期日のチラシ
- 22 2.1 高齢者中央集会チラシ
- 23～25 厚労省「平成30年度国民健康保険料等の動向の取りまとめ」
- 26～27 2019年10月からの消費税10%中止を求める請願署名
- 28～30 平成27年度「都国民健康保険特別調整交付金」収納率向上に関する取組成績別交付算定表
- 31～33 平成30年度「都国民健康保険特別調整交付金」収納率向上に関する取組成績別交付算定表
- 34～38 中央社保協全国代表者会議と60周年行事の案内
- 39 第52回障害者の生活と権利を守る都民集会チラシ



国保に関する質問について

2019年1月7日
中央社会保障推進協議会

2019年1月9日のレクチャーに関し、以下の通り、質問事項(案)について提出いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 2019年度の都道府県の国保料(税)の算定状況の現状について、ご説明ください。また、厚労省として算定状況を把握し公表されるのかについてもご説明ください。

2. 埼玉県社保協によると、法定外繰入の解消を行なうためとして、埼玉県では、9月議会で2自治体、12月議会で6自治体が保険税の条例改正を行なっています。2018年度の国保財政の動向は分らない時期であるにもかかわらず、2019年度の納付金や標準保険税額の試算も出されていない時期に、来年度の保険税の条例改正を行なう必要などないと考えますが、いかがでしょうか。

3. 一般会計からの繰入は、憲法や地方自治法にある「地方自治の原則」に則って実施していることと考えますが、国や県は、法定外繰入を「削減・解消すべき」と市町村国保に対して指導しています。その根拠について、ご説明ください。

4. 国保の保険料(税)額は、協会けんぽと比較して2倍程度高い状況ですが、これは制度間の不公平であり、住民負担を軽減する方向で改善をはかるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、協会けんぽと国保を比較した場合、均等割と平等割のしくみを国保から除外できれば、協会けんぽ並みの保険料(税)に近づくと考えられます。そのためには、均等割と平等割に相当する約1兆円規模の国からの財政支援が必要となり、憲法25条に基づき国の責任で実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

なお、これについては国保法の改正が必要かどうかご説明ください。

5. 2019年度の保険者努力支援制度の予算規模、評価指標及び点数について、資料をご提示ください。

国保料(税)の収納向上に関する取り組みの実施状況についてご説明ください。

6. 国保料(税)の滞納ならびに差押について、その件数、額について資料をご提示いただきご説明ください。滞納・差押処分について、いのち・暮らしにかかわる深刻な相談も寄せられています。滞納・差押に関しての各自治体への指導、通達についてご説明ください。

また、国保料(税)の分納、延滞料率について、ご説明ください。

国保厚労省レクチャー

◆1月9日(水) 11時～12時予定(10時半入館証配布)

◆参議院議員会館B104会議室

◆参加者(予定 順不同)

川嶋、菊池、大藤(埼玉社保協)、大友(全商連)、寺内(大阪社保協)、藤田・鈴木・関(千葉社保協)、高橋(宮城社保協)、上所(保団連)、小松(愛知社保協)、寺川(東京社保協)、山本(全日本民医連)、是枝、山口(中央社保協)

◆厚労省対応者

国保課企画法令係長 小森園ひとみ

国保課 高石裕貴

2018年度中央社保協第6回運営委員会

2019年1月9日(水) 13時半～ 全労連会議室

【出席確認】

○代表委員

住江(保団連) 山田(民医連) 岩橋(全労連)
寺川(東京) 井上(大阪)

○運営委員

白沢(障全協) 山元(新婦人) 中山(全商連) 西野(全生連)
吉川(農民連) 民谷(福祉保育労) 阿部(全教) (建交労)
田島(年金者組合) 瀧川(医労連) 上所(保団連) 梅津(共産党)
(国公労連) 佐賀(自治労連) 岡田(医療福祉生協連)
沢野(北海道) 高橋(宮城) 川嶋(埼玉) 藤田(千葉)
相川(東京) 根本(神奈川) 寺越(石川) 小松(愛知)
寺内(大阪) 楠藤(徳島) 西村(福岡)

○事務局

工藤(保団連) 山本、堀岡(民医連) 大西(全労連)
山口、是枝(事務局)

【報告事項】

- 12月 5日(水) 第5回運営委員会
介護・障害者部会
国保部会
- 6日(木) 北海道・東北ブロック会議
税制研究集会実行委員会
- 7日(金) きょうされんスピーチ行動
- 10日(月) 九州ブロック会議
- 12日(水) 沖縄社保協社会保障学習会
憲法・いのち・社会保障守る全国集会実行委員会
高齢期運動連絡会「厚労省前座り込み」(~14日)
- 14日(金) 社会保障拡充「4」の日巢鴨宣伝
参加者40人。(中央14人、東京26人)
参加団体~年金者組合、保団連、日本医労連、東京土建、
東京民医連、東京自治労連、東京地評、相談員、事務局。
署名24筆(社会保障16 国保8)
配布ポケットティッシュ 2500個
- 15日(土) 第47回中央社保学校現地実行委員会
東海ブロック国保差し押さえ問題学習会(37名)
- 16日(日) 滞納・差押ホットライン
埼玉自治労連学習会

- 17日(月) 高齢期運動連絡会・年金者組合打ち合わせ
- 18日(火) 四国ブロック会議
- 20日(木)～21日(金) 代表委員会
- 22日(土) 医療総合研究所・医療フォーラム
- 24日(月) 消費税10%中止宣伝行動
- 25日(火) 「憲法25条を守り活かそう」宣伝行動
参加・福保労2、いのとり2、全労連2、全生連4、新婦人1、大フォーラム2、年金1、高齢期1、民医連3、きょうされん1、中央社保協5 24人
ポケットティッシュ900個配布
- 26日(水) 地域医療を守る運動実行委員会
- 28日(木) 仕事納め
- 1月 7日(月) 仕事始め
60周年レセプション打ち合わせ
- 8日(火) 25条共同行動実行委員会打ち合わせ
- 9日(水) 第6回運営委員会
国保・厚労省レクチャー

【情勢の特徴】～全国代表者会議基調報告案参照

(1) 社会保障削減～来年度政府予算案 「自然増」分1200億円

安倍政権は2019年度政府予算案で、高齢化などに伴う社会保障費の「自然増」分を約1200億円圧縮し、約4800億円に抑えることを決めました。16～18年度の数値目標だった“毎年の伸びを5000億円に抑える”を超える削減です。18年度まで6年連続で「自然増」削減を強行し、1兆6000億円も削り込んできました。

2019年度社会保障費「自然増」削減1200億円の主な内訳

- 薬の公定価格を市場価格に合わせ値下げ 500億円
- 大企業などに勤める40～64歳の介護保険料引き上げ 610億円
- 生活保護費引き下げ 30億円

予算折衝では、75歳以上が支払う医療保険料を最大9割軽減する特例措置を19年10月に廃止することも合意。低年金者向けの給付金で負担増を抑えると言いながら、その財源となる消費税増税をのみ込ませる狙いです。特例措置廃止で社会保障費を、年約600億円削減できると見込んでいます。

後期高齢者医療制度は、低所得者の保険料を7割軽減する仕組みと収入に応じてさらに最大9割まで軽減する特例があり、ともに年金収入が80万円以下の夫婦2人暮らしなら保険料は9割軽減され、全国平均で1人月380円です。特例措置が廃止されると大きな負担増となります。

(2) 辺野古新基地建設をめぐり、米大統領宛て電子署名、県民投票

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐり、同基地建設の是非を問う県民

投票を実施するまでは埋め立てをやめるようトランプ米大統領に求める電子署名が、12月に要件とされた10万人分を超えました。

一方で、米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設の賛否を問う県民投票（2月24日投開票）をめぐる、県は、投開票の事務作業を市町村に代わってできるようにする検討に入りました。宮古島市、宜野湾市、沖縄市など、県民投票を実施しない意向を示す市長が相次いでいるため、県民投票条例の改正が検討されています。

（3）障害福祉 打ち切り違法確定～控訴審判決 岡山市が上告断念

脳性まひで重度の身体障害がある浅田達雄さん（70）＝岡山市＝が、障害福祉サービスを打ち切った同市を相手取り訴えていた裁判で、岡山市は、12月18日、市議会本会議で、控訴審判決（13日）に対して上告しないことを表明。浅田さん全面勝訴の控訴審判決が確定しました。

浅田さんは、市が、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）7条の介護保険優先原則にそって、介護保険の申請がないからとして65歳の誕生日で障害福祉サービスを打ち切ったのは違憲・違法だと訴えていました。

（4）与党税制改定大綱

自民・公明の政府与党は、2019年度の税制改定の大綱を決定。2019年10月からの消費税の10%への増税を「確実に実施する」前提で、売り上げに影響するとされる自動車や住宅への減税措置など、業界やメーカーの要望には応えています。自動車や住宅を買わない人には関係なく、庶民には消費税増税に加え、「増税対策」と称して行われる負担ものしかかります。

税制大綱は、消費税増税と同時に行われる食料品などの「軽減税率」導入の財源について、所得税等の増税分と、増税4年後に導入される「インボイス」制度などで賄うと明記しました。仕入れにかかった税額などを取引先に通知する「インボイス」は、零細な免税業者は発行できません。取引からの排除を恐れる免税業者が課税業者になり、納税することによる2000億円規模の増収を見込みます。

「軽減税率」は、税率を据え置くだけで「軽減」でも何でもありません。制度を複雑にして、混乱拡大は必至です。

（5）中期防～最大の27兆4700億円

政府は、新たな中期防衛力整備計画（中期防、2019～23年度）の予算総額を過去最高の27兆円台とする方針を決めた一方で、来年10月からは消費税率の10%への引き上げや後期高齢者医療保険料の軽減措置の廃止を予定するなど、軍事費増と国民負担増、社会保障削減を狙っています。

新たな中期防の予算総額は「27兆4700億円程度」とする方針で、過去最高だった01～05年度の25兆1600億円程度を2兆3000億円あまりも上回ります。複数の関係者が13日、明らかにしました。

【協議事項】

(1) 全国代表者会議について～連絡文書、案内状参照

① 全国代表者会議 以下の日程案を確認した。

日時 2019年3月9日(土) 10時半～

場所 けんせつプラザ東京5階ホール

※60周年記念レセプションも同会場で開催

※12月3日に会場予定の東京土建本部と打ち合わせを行いました。

内容 10時半～14時半 全国代表者会議(10時開場)

15時～ 60周年企画・学習講演

※講師 井口克郎(いのくちかつろう)氏⇒OK
神戸大学准教授

演題 「医療・介護保障の抑制・後退政策と対抗軸～日本における健康権の普及と確立を～」(仮)

16時半～ 会場づくり

17時～19時 60周年記念レセプション

150人程度(会議参加者含む)

会費 5000円

② 基調報告(案)の具体化、議論

11月代表委員会⇒基調報告案素案討議

12月5日 運営委員会⇒基調報告案素案討議

12月20～21日 代表委員会合宿⇒第一次案討議

1月9日 運営委員会⇒第一次案討議

1月28日 代表委員会⇒第二次案討議

2月6日 運営委員会⇒第二次案討議

2月 代表委員会⇒最終案討議、確定

③ 基調報告第一次案についての討議状況

(出された意見の要旨)

- ✓ 憲法改悪反対の立場を明確に。
- ✓ 自治体キャラバンが大きな力になって、各団体の運動を広げることになっていることを強調する。
- ✓ 浅田訴訟、天海訴訟、障害者の人権について情勢で触れながら、運動面でも。
- ✓ 社会保障の解体・変質を明確に、市場化することを明確に。
- ✓ 大企業の内部留保が突出している、財界のエゴ、それを助ける安部の政策を明確に切る。
- ✓ 選挙について、チャンスととらえることを強調。
- ✓ 安部政権を大敗に追い込む、退陣させるという表現へ。

- ✓ 消費税増税を打ち出した旧民主党勢力も巻き込んだ反対運動になっている。
- ✓ 静岡で「18歳までの医療費無料化」を選挙公約で出していた。具体的要求を掲げての選挙に。
- ✓ エアコン設置の運動についても触れる。
- ✓ 宮古島市がキャラバンを拒否している。辺野古の問題を強調へ。沖縄負担軽減論を批判する。
- ✓ 野党の共通政策に社会保障問題を入れていく運動を。難病問題も。
- ✓ 生保審査請求5824件。審査請求の運動を。いのとり裁判支援の強化。
- ✓ 相談活動が大事であること。
- ✓ 生保基準引き下げが就学支援の基準引き下げへの問題。奨学金の申請に資産を提出させる問題。
- ✓ マイナンバー問題。
- ✓ ブロック単位の活動の前進と重要性。地域社保協が沢山存在することが生活をまもることにつながる。
- ✓ 知って得するパンフ…岡崎市からの講演依頼、名古屋市からの注文。内容を学習し広げる活動へ。
- ✓ ホームページでの情報提供。相談受付。

※1月28日代表委員会での議論も踏まえ事務局にて修正を行い、次回運営委員会へ第2次案を再度提案する。(事前に配布することとする)

(3) 消費税10%増税阻止のたたかいと署名の取り扱いについて

安倍内閣が来年10月実施をねらう消費税10%の中止を求める「10月消費税10%ストップ!ネットワーク」(略称、10%ストップ!ネット)が結成されました。(署名チラシ参照)

幅広い政党、団体・個人に「来年10月の増税中止」の一点で共闘を呼びかけました。

①12月14日、「10月消費税10%ストップ!ネットワーク」が結成され、以下のアピールが発表されました。中央社保協は、ネットワークに賛同し、共同の取り組みを強めます。(アピール参照)

◆「10月消費税10%ストップ!ネットワーク」アピール

国民のみなさん

政府は予定通り、2019年10月から消費税率を10%に引き上げようとしています。

家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いています。実質賃金は伸びず、年金受給額はさらに削られようとしています。金融資産を持たない世帯が全世帯の3割を超えるなど、格差と貧困は拡大する一方です。

このまま税率が引き上げられれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の営業を脅かし、雇用不安を招くなど国民生活は大変な影響を受けることになります。

国民のみなさん

政府が行おうとしている消費税増税のための景気対策は、一時的で対象も限定され、富裕層ほど大きな恩恵を受けるものです。「軽減」と宣伝されている複数税率による混乱も心配されています。

消費税率引き上げのために莫大（ばくだい）な予算をつぎ込むなど本末転倒であり、本気で景気対策を行うというのなら、消費税10%への増税こそ中止すべきではないでしょうか。

国民のみなさん

景気悪化を招き、低所得者ほど負担が重いのが消費税の特徴です。「いま、消費税を上げる時なのか」といった疑問の声が大きく広がっています。

私たちは「10月消費税10%ストップ！ネットワーク」を立ち上げ、2019年10月からの消費税増税を中止させるために、あらゆる手段を尽くして活動します。

こうした趣旨に賛同いただき、ともに声をあげていただくことを呼びかけます。

②消費税10%増税反対署名について。

ア、ネットワークが提起する消費税10%増税反対署名に共同し、10月までの取り組みを強めます。

イ、ネットワークの宣伝行動等に共同し、結集します。

ウ、地域で提起される共同の宣伝行動等に共同し、結集します。

エ、「消費税10%中止」ならびに「消費税は更なる負担増」「社会保障の財源問題」等をテーマにしたチラシ(データ)ならびに宣伝物の作成を検討し、活用を呼びかけます。

③「社会保障制度の拡充を求める請願」署名(25条署名)について

現在取り組む署名は、通常国会前半の2月20日に提出行動(全労連、全日本民医連と共同)を行います。通常国会終了まで取り組み、共同の国会行動等を5月下旬～6月5日ころまでに実施します。

④国会終了後は、ネットワークの消費税10%増税反対署名に集中します。

選挙後の情勢と消費税の動向等を受けて、2019年の臨時国会以降、新25条署名を再スタートさせます。新署名の内容、期間について、間隔をあけることのないよう早めに検討し、全国総会(8月3日予定)に提案を目指します。

(4) 制度改善署名の取り組みについて

①後期高齢者医療費定額負担原則2割化に反対する署名

2019年2月1日に国会行動(院内集会・署名提出)を、高齢期運動連絡会、年金者組合と共同して取り組みます。(チラシ参照)

※田島運営委員(年金者組合)よりの報告

川崎老人クラブで本署名に取り組むことが決定された。

秋田県市町村の8割の自治体で意見書が採択されている。

②介護改善署名⇒全労連、民医連と社保協の連名署名

2019年2月20日に国会行動(院内集会・署名提出)を25条署名と共同で計画します。

ウ、年金改善署名⇒全労連、年金者組合と社保協の連名署名

エ、よりよい保育を求める署名⇒実行委員会

(5) 第198通常国会と定例国会行動等について

第198通常国会は1月28日開会、6月26日閉会が予想されています。

中央社保協は、第198通常国会の定例国会行動(国民大運動実行委、安保破棄中央実行委と3者共同)に、これまで通りに隔週水曜日に取り組むと同時に、署名提出行動等を共同して成功させます。

開会日行動については、総がかり行動実行委と市民アクションによる開会日行動に結集します。

(6) 第47回中央社保学校開催(石川県)について(別紙参照)

※北陸3県社保協で第3回現地実行委員会(12月27日開催)の報告を寺越運営委員より受け、協議の結果次のように確認した。

① 社保学校の内容・スケジュール案等

(1) 提案概要

主催：中央社会保障推進協議会

規模：400名(北陸三県200名+他県200名)

日時：2019年8月29日(木)13:00~8月31日(土)

場所：1日目：石川県教育会館 大ホール (340名)

2日目：午前：社会保障入門講座、分科会、

場所：商工会館会議室4会場、教育会館集会室

午後：貧困問題シンポジウム

場所：石川県教育会館 大ホール

3日目：市民公開講座 石川県教育会館 大ホール (340名)

(2) 主なスケジュール

✓ 1日目

小森陽一さんの講演、小森さん・井上英夫さんとの対談&会場からの質疑

✓ 2日目午前9時30分~12時 社会保障入門講座、分科会

テーマ案	講師(案)
「社会保障ってな〜に？」	鈴木静愛愛媛大学教授(内容は青年チームが企画)
介護保険から介護保障へ	井口克郎神戸大学准教授
医療制度改革と対抗軸	工藤浩司(石川県保険医協会事務局長)
年金制度の改悪の変遷と対抗軸	田中明彦龍谷大学教授
生活保護制度の変遷と生活保障法へ	村田隆史青森県立保健大学講師
国保の構造問題と国保改革	長友薫輝三重短期大学教授

講師への要請などはこれから。変更もあります。

- ✓ 2日目午後1時30分～16時頃(終了時間は検討中)
テーマ：貧困問題シンポジウム、司会：鈴木静愛媛大学教授
(北陸3県で貧困問題に取り組んでいる団体等にシンポジストの要請を検討)
- ✓ 3日目 市民公開講座…現地実行委員会企画
ジャーナリストまたは障害分野から講師案が確認された。

② 予算案 以下の件について確認した。

- 1) 北陸三県の参加目標(案)について たたき台案
石川：100名、福井：50、富山：50
- 2) 参加費(案)について
全国 : 1日2000円、市民公開講座は500円
北陸3県：1日1000円、市民公開講座は500円 3日間で2500円
- 3) 全体予算案

(7) 国保(別紙参照)

- ① 2018年度国保料の動向について(国保新聞参照)
モデル国保料、所得に占める国保料の割合一覧の集計(別紙)

② 厚労省レクチャー(別紙)

17名参加(中央・東京・埼玉・千葉・保団連・全商連)

③ 滞納差押処分西日本ブロック学習交流集会(チラシ参照)

日程：2019年2月3日(日)13:30～17:00、終了後懇親会

場所：福岡センタービル10階会議室(スクール形式で108名収容)

参加目標：100名

内容 講演①「国民健康保険の成り立ちから、県単位化まで」

筑紫女学園大学 池田教授 60分(質疑含め)

講演②「国保料(国保税)滞納と差押え問題」

福岡南法律事務所 國嶋弁護士 40分(質疑含め)

特別報告「滞納差押の実例報国～鹿児島・垂水市の実例から～」

滞納処分対策全国会議 仲道司法書士 40分

各地の運動交流

④ 滞納・差し押さえホットライン

日程 12月16日(日)

場所 東京労働会館 ※フリーダイヤルで実施

※相談件数が7件にとどまり、今後の実施日、内容等について検討

(8) 介護 (資料参照)

①介護110番 記者会見

日時 12月21日(金) 16時～(集合15時半厚労省ロビー)

場所 厚労省記者クラブ会見室

(9) 当面の宣伝行動

①社会保障拡充「4」の日宣伝行動

・日時 1月14日(月・祝) 11時～13時

・場所 巣鴨地蔵通り商店街前

※祝日で、2時間のロングラン宣伝です。

※2月14日 12時から巣鴨駅前です(以下、毎月14日に計画)

②消費税廃止各界連「消費税10%中止」宣伝行動

・日時 1月17日(木) 12時～13時

・場所 新宿西口

③消費税10%増中止ネットワーク「消費税10%中止」池袋宣伝・パレード

・日時 1月26日(土) 13時～

・場所 池袋東口・サンシャイン横の公園集合

④「宣伝行動ゾーン(13-15日、23-25日)」の徹底

⑤毎月25日を基本に、「25日行動」を計画

いのちのとりで全国アクション、年金者組合等と共同して計画する

(10) 1025中央行動実行委員会の取り組み

1月11日に実行委員会(15時～ 議員会館会議室)

(11) 消費税の増税と社会保障制度の改悪阻止!東京・関信越税制研究集会

日時 2019年1月12日(土) ～ 13日(日)

場所 けんせつプラザ東京5階会議室

(12) 各団体、社保協報告(提出文書などを参照)

(13) その他

①「特養あずみの里業務上過失致死事件裁判」無罪を勝ち取るための支援依頼
(全日本民医連 別紙)

②<福祉国家研究会・連続講座> 参加要請の依頼

全体テーマ＝「安倍政治」をどう変えるか？

第1講：3月30日（土）午後

「改憲を阻んで憲法の生きる日本を」—憲法・安保・沖縄政策論

*講師：渡辺

第2講：5月11日（土）午後

労働・貧困問題と安倍政治—財源提案を含めて

*講師：後藤ほか

第3講：6月1日（土）午後

地域政策と安倍政治—地域経済の活性化策、福祉・社会保障政策

*講師：岡田・岡崎・関

③当面の日程

- 1月 10日（木） 全労連社保闘争本部
11日（金） 25条共同行動実行委員会
後期高齢者医療費定額負担原則2割化反対行動
打ち合わせ
全労連旗開き
12日～13日 いのちと暮らしを守る税制研究集会
14日（月） 社会保障拡充「4」の日宣伝行動
近畿ブロック会議
15日（火） 日本医療福祉生協労連新年レセプション
農民連レセプション
17日（木） 消費税廃止各界連宣伝行動
22日（火） 社会保障誌編集委員会
24日（木） 滞納処分対策全国会議事務局会議
25日（金） 東海ブロック会議
26日（土） 消費税10%中止ネットワーク宣伝・パレード
保団連レセプション

- ④次回日程 2月6日（水）13時30分～ 日本医療労働会館会議室
当日、介護障害者部会：10時30分～ 同・会館会議室
3月の運営委員会は開催しません。

※開催の基本ルール

毎月・第1水曜日13時～17時。休み等が入る場合は第2水曜日へ。

尚、午前に部会や企画・行動等が入る場合は13時30分～17時
開催場所は、日本医療労働会館。

「介護をよくする東京の会」第9期 第12回事務局会議報告

日時：2019年1月16日（水）10：30～ 会場：東京自治労連会議室

出席：久保（地評）、寺田（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）
西銘（医労連） 横田（福保労）、芝宮（年金者組合）、杉山（東京自治労連） 下線欠席

<報告事項>

1、第11回事務局会議報告を確認した。

2、情勢報告

<略>

3、各団体等の報告

民医連）介護署名を6000筆集約2/20の国会行動で提出予定。

特養あずみの里のパンフをもとに現状の報告があった。なお、引き続き署名に取り組むことが報告された。

4、協議事項

1) ①地域の総合事業などの状況をつかんでいくための、「会」としてアンケートを45ヶ所から集約した。現在集計中（残一言部分）

②これを受け、来年3月3日（日）介護交流集会（仮称）を実施する。その内容については、報告・交流を中心に開催し、総会も同時に行うことを確認した。

具体的には、自治体・事業所・利用者などの報告を中心に報告者を組織していく。合せて参加者から報告も組織していく。なお、報告事項は、アンケート報告及び介護110番報告と問題提起を行う。

③あずみの里の署名に取り組むことを確認した。

2) 今後の日程を確認した。

2月14日（木） 巣鴨駅宣伝 12時～ 13時 巣鴨駅

3月3日（日） 介護交流集会・総会 13時～ ラパスホール

次回日程：2月14日（木）14：00～ 東京労働会館4階・自治労連会議室

消費税増税阻止

運動情報

(No.91)

●発行日 2018年12月11日
 ●発行 消費税廃止各界連絡会
 豊島区目白2-36-13(全商連内)
 Tel:03-3987-4391/ <http://shz-haishi.jp/>
 県各界連・加盟団体へ送っています。
 増刷してご活用ください。

消費税 10%増税中止の一点で共同しよう！

消費税廃止中央各界連は11月21日、消費税増税中止を求める署名提出集会・国会議員要請行動を行い、この間全国で集めた「消費税増税中止を求める」請願署名73,801人分を提出しました。10月15日に行われた安倍首相の増税表明以降、各界連宣伝への市民の反応が高まっています。各地から「進んで署名に応じしてくれる」「宣伝で署名数が倍になった」などの報告が相次いでいます。消費税増税中止の請願・陳情や地元議員との懇談で声を届け、宣伝・署名で世論を広げましょう。

議員要請で実態突き付け与党内からも「中止」の声

国会行動には、13団体から270人が参加しました。全国商工団体連合会の太田義郎会長は「消費税導入以来、税と社会保障の再分配の機能は失われ、国民は貧乏に、大企業は栄えた。消費税10%増税中止の一点で共同し、世論を盛り上げていきましょう」と主催者あいさつをしました。中山眞事務長は行動提起で、対話を広げて宣伝・署名を一気に広げることや、統一地方選、参院選を見据え候補者への要請を強めることなどを提起しました。宮本徹衆議院議員が国会情勢を報告し、参加者を励ました。

菅隆徳税理士が「消費税に頼らない財源提案」と題して講演を行い、法人税を累進課税にすれば9兆円の財源が生まれ、消費税増税をしなくても財源があることを訴えました。「不公平な税制をただす会」共同代表の湖東京至税理士が、韓国の税制視察の報告を行いました。

集会の前後には地域ごとに各県選出議員などの控室を訪ね、切実な実態を訴えて増税中止を要請しました。



【要請行動の報告から】(敬称略)

- 岡島一正(立憲)紹介議員になると署名用紙を受け取る。
- 生方幸夫(立憲)「立場は反対だと思います」
- 穴見陽一(自民)業者の状況に理解を示し、「頑張ってください」
- 今枝宗一郎(自民)「(議員は)開業医なので消費税の痛みはわかっている」と誠実な対応してくれた

- 斎藤洋明(自民)本人が対応し、「支援者からも反対の声が届いている」
- 青山雅幸(無所属)「金持ちばかりを優遇する必要はないと思う。増税は仕方ないが、法人税優遇は不公平だと思う」
- 宮川伸(立憲)消費税について「今あげる時ではない。国民の声を聴くことが大切」

◆新ポスター、フラスターサイズと通常サイズが好評です！活用をお願いします◆
 のほり、ティッシュも注文受け付けています！

商品券・ポイント還元を導入しても効果は限定的 景気対策というなら消費税増税は中止に！



ありえん君

来年10月の消費税増税に伴う景気対策について政府が検討を進めています。プレミアム商品券やキャッシュレス決済対象のポイント還元など対策があげられていますが、効果はあるのでしょうか。

商品券で負担は軽くなる？

右の表は過去の商品券や給付金の効果をまとめたものです。国費に比べ得られる経済効果が低いことがわかります。

今回の案では、低所得者や2歳以下の子育て世代を対象とすることを検討していますが、使用できる期間は半年と短く、対象者の負担軽減や景気対策につながるのか疑問です。

過去の商品券や給付金

	地域振興券 (1999年)	定額給付金 (2009年)	プレミアム付き 商品券 (15年)
内容	15歳以下の子どもを持つ世帯主に子ども1人2万円分、住民税非課税の65歳以上に2万円分支給	1人1万2千円、18歳以下と65歳以上は2万円の現金を支給。所得制限はなし	交付金を利用して自治体ごとに購入金額に一定額を上乗せして発行。地元産品限定の商品券も
国費	6194億円	1兆9367億円	2372億円
効果※	2025億円	6352億円	1019億円

※総務省や内閣府などの試算 「日経」より

消費税増税は地域を壊す！

キャッシュレス決済によるポイント還元も問題です。中小小売店を対象としていますが、キャッシュレス対応や手数料など小売店側に負担を押し付けています。対応ができなければ客足が遠のくことや、対応しても手数料負担などが重くのしかかり小売店の経営を圧迫、10万件超の小売店が倒産するとの声も上がっています。

商品券やポイント制度は需要の先食いで、対策終了後の消費低迷が危惧されています。地域経済の破壊につながる、消費税増税と対策は中止にしましょう。

消費税廃止各界連絡会

東京都豊島区目白2-36-13
電話 03-3987-3230
FAX 03-3988-0821



2018～2019 年度 都民連第 2 回世話人会議

日時 2018年12月14日(金) 13:30～15:00

会場 東京自治労連会議室

【出席確認(順不同、敬称略。)] 9 組織 10 人

大内(東商連)、佐久間(新婦人本部)、黒坂(東京自治労連)、芝宮(年金者組合都本部)、水上(都生連)、國米(福祉保育労東京)、市川(臨海都民連)、平間(都教組)、田中(東京民医連)、木村(東京土建)、大住(自由法曹団東京)、皆内(東京母親大会連絡会)、萩原(新日本スポーツ連盟都連)、岸本(東京平和委員会)、白滝・阿久津・鎌田(東京地評)、オブザーバー: 會澤(革新都政の会)、寺川(東京社保協)、佐田(障都連)

I. 特別報告

「都立病院の独立行政法人化問題」

講師 木村文彦さん(都庁法人労組書記長)

※別添のレジュメ・資料をご参考ください。

II. 報告事項

1. 経過報告(10月15日～12月13日)

(1)2018年東京都議会第4回定例会(4定) 開会日行動

12月4日(火)12:15～12:45、東京都庁前にて開会日行動を実施し、200人が参加しました。事前に回収した個人請願用紙は680枚集まりました。萩原淳東京地評議長による開会あいさつのあと、3団体から決意表明がなされました(小零細企業にも光をあてた中小企業振興条例の制定を求める(東商連)、都立病院の独立行政法人化を許さない(都立病院の充実を求める連絡会)、豊洲移転と築地市場の解体を許さない、組合への行政処分は不当である(全国一般東京地本))。都議会会派から尾崎あや子都議(日本共産党)があいさつしました。主催は、東京地評、都民連、東京社保協。

(2)都民要求実現全都連絡会(都民連)

・10月15日(月)13:00～14:30、東京地評会議室にて13組織15人が出席しました。冒頭、都政・都議会報告として大山とも子都議(日本共産党)から報告を受け、都政を中心に今後の議会で焦点となる生活課題について意見交換を進めました。4定開会日行動(12/4予定)の計画も協議、確認しました。

(3)都民生活要求大行動実行委員会(都民生活)

(東京都要請行動)都民生活要求大行動実行委員会(事務局・東京地評、東京社保協)は、10月31日(水)9:30～17:30、東京都庁第2本庁舎・2庁ホールにて要請行動を実施しました。延べ人数336人が参加しました。同実行委員会が7月31日に提出した2019年度東京都予算要望書(14分野279項目)に対する回答が、10月1日(一部10月5日)、東京都より寄せられました。この日行われた対都要請行動は、この回答に

もとづき再質問・再要請する目的で実施したものです。11/30 実行委員会で総括するとともに、年末にむけて政党要請などを各団体で取り組むことを確認する予定です。

(第3回実行委員会) 11月30日(金) 10:00~11:10、東京自治労連会議室にて6団体8人の出席のもと開催しました。10/30 開催の東京都交渉とこの間の取り組みについて総括し、次年度も継続して実施することを確認しました。次期都知事選挙をにらみ、2019年(2020年度予算要望)では統一テーマを設けるなど、分野・団体横断的な要望を試みるべきとの意見が出されました。

(4)2020オリンピック・パラリンピック問題

(2020 オリンピック・パラリンピックを考える都民の会 対都要請)

10月23日(火) 13:30~14:30、オリパラ都民の会は、東京都庁第2本庁舎10階209会議室にて、対都要請行動を実施しました。オリパラ都民の会からは9人、東京都からは10人(オリパラ準備局8人、都市整備局2人)が出席しました。暑さ対策や膨張する五輪経費、晴海選手村土地投げ売りを正すことなどを要請しました。

(2020 オリンピック・パラリンピックを考える都民の会 ICO 要請)

11月21日(水)、オリパラ都民の会によるIOCへの要請行動が行われました。

(5)築地市場解体・豊洲市場移転問題への取り組み

(6)基地問題・オスプレイ配備計画反対運動

都民連は、都内基地撤去、横田基地へのオスプレイ配備計画撤回を求め、「オスプレイ反対東京連絡会」や地元運動体の提起する行動に協力し、運動を推進しています。

①オスプレイ配備反対署名

10/27 東京大集会を皮切りに、「横田基地へのオスプレイ配備撤回と訓練中止を求める署名」(オスプレイ反対東京連絡会)に取り組みはじめました。第1次集約 3/31、第2次集約(最終) 6/30 で実施しています。

②行動、集会

(座り込み)

・10月21日(日) 13:30~15:30、福生市・フレンドシップパークにて実施され、181人が参加しました。

・11月18日(日) 13:30~15:30、フレンドシップパークにて座り込み行動を実施し、168人が参加しました。

(横田基地にオスプレイはいらない! 10.27 東京大集会)

10月27日(土) 13:30より、福生市・多摩川中央公園にて開催され、2000人が参加しました。オスプレイ反対東京連絡会が主催。荻原地評議長が開会あいさつ、国会情勢報告(宮本徹衆院議員・共産党)、都議会報告(尾崎あや子都議・共産党)の後、地元や首都圏の基地被害についてリレートークが行われました。閉会あいさつ(芳賀次郎・三多摩労連議長)の後、横田基地にむけたアピール行進を実施しました。

なお、初鹿明博衆院議員(立憲民主党)をはじめ、立憲民主党の衆参院議員、自由党参院議員、都議会生活者ネットワーク都議、社民党東京都連から連帯メッセージが寄せられました。

(7)都立病院問題

(8)各種行動や集会など

①社会保障・福祉関係

11/27 開催の国保運協は仮係数での算定、本係数は年末に発表となるため、1月に本係数にもとづく結果が明らかになる。一般会計からの繰り入れをなくさず、増やす取り組みが国保料引下げにつながる。

②首長選挙

(1)新宿区長選挙(2018年11月11日投開票)

新宿区長(東京都)11月11日投開票の結果、自民、公明推薦の吉住健一氏(46)＝49,353票、無現、2期目＝が、立民、共産、自由、社民支持の経営コンサルタント野沢哲夫氏(52)＝23,973票、無新＝を破り再選。投票率は28・24%。

③2018年東京自治研究集会

(本集会)12月9日(日)9:30より明治大学リバティータワー内で開催され800人が参加しました。

(8)都議会・都民生活をめぐる動き(別冊資料を参照してください)

○都議会第4回定例会の関係資料

○主要課題(築地・豊洲、横田・オスプレイ、2020オリパラ、都立病院)

○各団体からの資料

2、各団体の取り組みの交流

- ・ 予算要求運動の最終盤にさしかかっている。宣伝を通じて、マイナンバー反対の運動への一般市民の関心が高まっているように感じる。
- ・ 晴海土地投げ売り問題で3月にシンポジウムを開催する計画。
- ・ 小池知事の4定所信表明には暮らしの視点が欠落している。都議会前行動は、それぞれの団体の要求が見えるように工夫した方がいい。
- ・ 都立病院の独立行政法人化問題での意見書を作成している。
- ・ 現在取り組んでいる国保署名は1定で審議される。3/24 社保協総会。
- ・ 2/7 年金裁判、星陵会館で報告会の予定。
- ・ 都で会計年度任用制度職員のための条例が制定される。

Ⅲ. 協議事項

1. 2019年度東京都議会第1回定例会（1定＝予算議会）開会日行動の計画

議会事務局素案では、2/20 開会～3/28 閉会です。2/20 水曜日を仮日程として、昼休み行動の配置を計画します。

（1）1定の日程（予定）

開会（本会議）	2月20日（水曜日）
代表質問	2月26日（火曜日）
一般質問	2月27日（水曜日）、28日（木曜日）
閉会（本会議）	3月28日（木曜日）

（2）都議会開会日行動

開会日に実施する行動です。以下のとおり実施することを提案します。

日時	2月20日（水曜日）12：15～12：45
場所	東京都庁第1本庁舎前歩道
主催	都民連、東京社保協、東京地評

（3）行動内容の検討

- ・ 宣伝カー 東京土建カーに配置を要請します。
- ・ 司会 東京地評（以降、新婦人本部→東京社保協→東京母親）
- ・ 主催者挨拶 東京地評・荻原淳議長
- ・ 団体決意表明 最大5テーマを掲げる（各4分、計20分間）。

事務局からの分野別の配分は以下のとおりです。1月11日までにご意見をお寄せ下さい。

- ①建設業からの訴え（東京土建に要請します）
- ②医療・福祉分野その1、
- ③子ども・教育分野
- ④医療・福祉分野その2
- ⑤1定で注目されるべき課題

※晴海選手村土地投げ売り問題をとの意見あり。

- ・ 会派あいさつ 開会日確定後、各会派に参加要請します。
- ・ 個人請願書 各団体の要求にもとづいて、あらためて精査してください。1月11日（金）までにご意見をいただき、1月15日に確定したうえで、事前配信します。組合員・会員に事前の記入と当日持参を呼びかけてください。（前回4定では事前記入は680人分でした。1定は1000人を目指します。ご協力ください。）

※今回の請願署名用紙は、1万枚を印刷し一定数を各団体に配送いたします。印刷費として3～4万円を支出することを提案します。（ご確認いただきました）

- ・ シュプレヒコール 前回行動のものを活用します。修正意見は2/15まで受付。
シュプレヒコーラー：新婦人本部にお願いします。

2. 2019年度東京都予算案学習会の計画

例年開催している都予算案学習会を、2月上旬～中旬に、東京地評会議室にて開催することを提案します。

講師は、革新都政の会と日本共産党東京都議団に要請します。主催は都民連、革新都政の会です。

→2/8（金）13：30～15：00、地下・中会議室で開催します。（直前の13時からの30分間で都民連会議）

【次回の日程】

2月8日（金）13：00～13：30 地下・中会議室

※毎月金曜日、月曜日での設定を定例化できるように努めています。

以 上

第2回口頭弁論は2月6日(水)

新生存権裁判東京

2013年8月から15年4月までの3年間、生活保護基準が平均6.5%（最大10%）切り下げられました。生活保護基準は、憲法25条が定めた「健康で文化的な生活」の具体化です。「暮らしのものさし」が根拠なく引き下げられ、国民の暮らしが脅かされる事態に、何とか押し留めようと訴訟に立ち上がった人たちは全国で1000人を超えています。

私たち、新生存権裁判東京原告団の裁判は、昨年10月29日に第1回口頭弁論を行い、第2回口頭弁論が2月6日に迫っています。100人の参加で傍聴席を埋め尽くしましょう。



- 13:30~14:00 地裁前宣伝行動
- 14:00 入廷行進
- 14:30~15:30 第2回口頭弁論
- 15:30~16:00 移動
- 16:00~17:00 報告集会

※報告集会会場 衆議院第2議員会館第1会議室



ひとり
みんな
はみんな
のた
ため
に

主催：生存権裁判を支える東京連絡会 連絡先：〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル 1階（都生連）
TEL03-5960-0266 Fax03-5960-0268

75歳以上の医療費負担原則
2割化反対!

2.1高齢者中央集会 & 国会議員要請行動

署名を全国から持ち寄り参加ください

2019年

2月1日  10:30-15:00

衆議院第一議員会館 大会議室

(資料代 300円)

中央集会

10:30~12:00

開会 国会情勢報告(国会議員に要請中)

学習「全世代型社会保障改革の正体は」

講師：石倉康次さん (総合社会福祉研究所理事長)



第二部

12:00~14:00

国会議員要請行動

14:15~15:00

要請行動報告集会

2.1中央集会とは

2.1集会は、老人医療無料制度が廃止された1983年から毎年開催されています。老人福祉法の精神が放棄された2月1日を記憶に刻み、その時々々の政策・運動課題の学習や要請行動に取り組んできました

主催団体

中央社会保障推進協議会・全日本年金者組合
日本高齢期運動連絡会

お問い合わせ 日本高齢期運動連絡会 Tel/fax 03-3384-6654

報道関係者 各位

平成30年12月21日

【照会先】

保険局 国民健康保険課

課長 野村 知司 (内線3251)

課長補佐 遠藤 傑 (内線3210)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2565

「平成30年度国民健康保険料等の動向の取りまとめ」 を公表します

厚生労働省では、このたび、平成30年度国民健康保険料（保険税を含む。以下同じ。）等の動向を取りまとめましたので公表します。

本年4月より、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年改正）に基づき、国民健康保険制度の財政運営が都道府県単位化されました。本取りまとめは、各市町村における保険料の国保改革施行前後での変動を把握することを目的とし、都道府県への照会を通じて取りまとめたものです。

【取りまとめ結果のポイント】

- 平成30年度の国民健康保険の保険料率については、77%の市町村が引き下げ又は据え置き、23%の市町村が引き上げとなっている。

保険料率の動向	引き下げ	据え置き	引き上げ	計
市町村数	496 (29%)	836 (48%)	403 (23%)	1,735

※ 国保保険料は、均等割額・平等割額・所得割率・資産割率の最大4種類の保険料率（額）を組み合わせることで賦課されており、

- ・ 上記の数値のうち増加（減少）したものがあり、減少（増加）したものがない市町村を「引き上げ（引き下げ）」
- ・ 上記の全数値について平成29年度から変更がない市町村を「据え置き」
- ・ 上記の数値のうち増加したものと減少したものが混在している市町村や、保険料の賦課方式を変更した市町村については、増減を一義的に判断することが困難であることから、都道府県経由で照会した当該市町村の増減に関する認識を基に分類を行っている。

※ 今回の調査結果は、本年3～6月頃に各市町村において決定された実際の保険料率を取りまとめたものであり、3月に公表した理論値ベースの「都道府県の算出による国保改革前後の保険料等の動向の取りまとめ」とは異なるものである。

詳細は別添「平成30年度国民健康保険料等の動向の取りまとめ」をご覧ください。

「平成 30 年度国民健康保険料等の動向の取りまとめ」

平成 30 年 12 月 21 日

- 本取りまとめは、本年 4 月より施行された国保改革を経て、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において決定された実際の保険料率等の動向について、都道府県への照会を通じて取りまとめたものである。各都道府県の回答結果は別紙のとおり。
 - 平成 30 年度の国民健康保険の保険料率については、約 77%の市町村が引き下げ又は据え置き、約 23%の市町村が引き上げとなっている。
 - 保険料率を引き上げた 403 市町村のうち、医療費自然増の全国平均（約 3%）を超えて一般被保険者一人当たり保険料額が増額した市町村は 242 であり、その約 7 割に当たる 156 市町村で、前回の保険料引き上げ時から 3 年以上経過していた。
このため、国保改革の影響だけでなく、医療費自然増への対応、さらには、長年保険料率を据え置いてきたものの国保改革を機に引き上げたケースなど、各市町村において様々な要因を踏まえて保険料の判断がなされたものと考えられる。
- ※ 一般被保険者一人当たり保険料額は、保険料率の動向に加えて、各市町村の総所得や世帯当たりの被保険者数の動向により増減することから、平成 30 年度一人当たり保険料額（調定額）及び伸び率（単年度）については、ある程度幅を持って受けとめる必要がある。
- ※ 今回の調査結果は、都道府県から示される納付金額に基づき、各市町村において決算補填等目的の法定外一般会計繰入や財政調整基金からの繰入等も踏まえて本年 3～6 月頃に決定された実際の保険料率を比較したものである。3 月に公表した「都道府県の算出による国保改革前後の保険料等の動向の取りまとめ」はこうした各市町村の特殊要因を織り込まずに都道府県が算出した理論値ベースで比較したものであり、本調査結果とは一致しない。

77%の市町村が引き下げ・据え置き

国費拡充と激変緩和で

30年度国保料率の動向調査

厚労省が12月21日に発表した「30年度国保料等の動向の取りまとめ」によると、財政運営の都道府県単位化の初年度に国保料・税率を引き下げまたは据え置いた市町村が77%に及んだことが明らかになった。なかでも据え置きが約半数の48%と最多を占め、引き上げは23%にとどまった。同省は「国費1700億円の追加投入や激変緩和措置の効果があった」としたうえで、「円滑な施行と」ということもあって据え置きが多かったとの見方を示している。一方、1人あたり平均保険料・税調定額ベースでは、51%の市町村が前年度より高いことが分かった。

30年度の国保制度改革（所得割率・資産割率・前後の各市町村の保険料均等割額・平等割額）②の調査・集計した。同省が30年3月に公表した国保改革前後の1人あたり保険料・納付金は、確定係数により都道府県が算出したいわば理論値で、増加は43%、維持・減少は57%だった。

今回の集計は、①30年3～6月頃に各市町村が決定した保険料・税率49.6%が引き下げ、約半

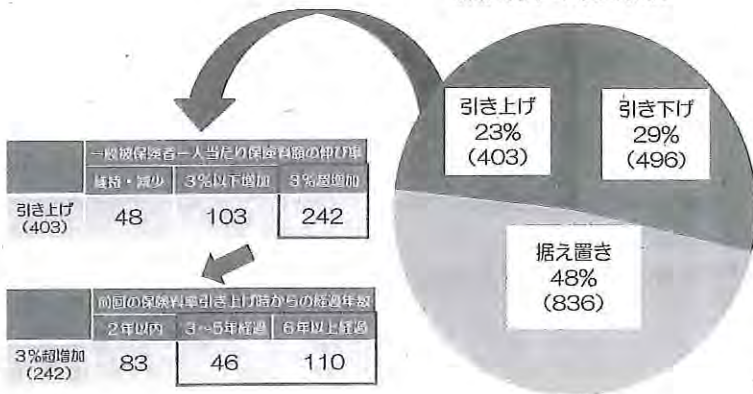


数の83.6%で据え置いた。引き上げは約2割の40.3%と少なく、厚労省は「(1人あたり)医療費が3%以上伸びているなかで、引き上げがこれだけにとどまったのは公費拡充の効果」と指摘している。

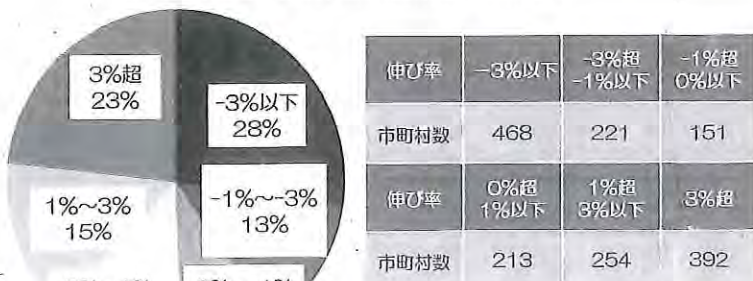
30年度は1人あたり約5千円の国費を投入したが、医療費の増加で実質2千円程度の抑制効果があったとしている。新制(約3%)を度への円滑な移行のため、同省が各種の激変緩和措置を講じ、保険料の増加抑制を求めてきたこととあった。

そのうえで、引き上げた約2割のうち、回答のあった39.3市町村で、6割(24.2%)の1人あたり保険料・税額が、医療費の自然増(約3%)を

保険料率の改定状況



1人あたり保険料額(調定額)の伸び率



伸び率	-3%以下	-3%超 -1%以下	-1%超 0%以下
市町村数	468	221	151
伸び率	0%超 1%以下	1%超 3%以下	3%超
市町村数	213	254	392

注) 岡山県は保険料率のみの提出であり、市町村数の計算には含まれない

した。前回の保険料・税率引き上げからの年数をみると、回答のあった239市町村の約7割の15.6%が3年以上経過。なかでも「6年以上経過」が11.0%あった。他方、毎年のように改定しているところも3割の33%あった。厚労省は「国保改革を機に引き上げたケースなど、各市町村でさまざまな要因を踏まえ判断した」と話している。

調定額3%超増加が2割3割は△3%以下に一方、②の1人あたり調定額は、51% (85.9%)で上がり、49% (84.0%)で下がった。3%超の増加が23% (39.2%)、△3%以下の減少が28% (46.8%)となっていた。増加は、保険料・税率を引き上げた市町村(40.3%、23%)をよ

り高い割合となったが、厚労省は「ある程度幅を持って受けとめる必要がある」としている。

保険料・税率を引き下げた場合でも、▽総所得の増加▽世帯あたり被保険者の減少(単身世帯の増加)などで1人あたり調定額が増加することがあるためだ。

1人あたり調定額が全国で最も高いのは、北海道南幌町の21万2062円で、最小は長野県大

STOP

10%

消費税

いま上げるべきではない。

呼びかけ人



10月消費税10%ストップ!ネットワーク

(略称:10%ストップ!ネット)

全国保険医団体連合会(保団連)内
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 TEL 03-3375-5190/FAX 03-3375-1885

2019年10月からの 消費税10%中止を 求める請願

紹介議員

年 月 日

【 請 願 趣 旨 】

政府は予定通り、2019年10月から消費税率を10%に引き上げようとしています。

実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いています。格差と貧困は拡大する一方です。

このまま税率引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の営業を脅かし、雇用不安を招くなど国民生活への影響は計り知れません。「軽減」と宣伝されている複数税率による混乱も心配されています。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担が重いのが消費税の特徴です。「いま、消費税を上げる時なのか」といった声が大きく広がっています。

こうした趣旨から、以下のことを請願します。

【 請 願 事 項 】

一、2019年10月からの消費税率10%への引き上げは中止してください。

お名前	ご住所

※この個人情報は請願以外には使用しません

別添2

適正な国民健康保険料（税）の収入確保事業に係る交付基準

1 交付の目的

収納率向上の実績を上げた保険者、収納率向上に効果的な対策を実施した保険者又は適切な保険料（税）を賦課している保険者に交付金を交付することにより、国民健康保険の事業運営の健全化を図る。

2 交付の対象

- (1) 収納率向上に関わる取組成績が良好であること。
収納率、口座振替率が高い、差押件数が多いなど、客観的な観点から収納率向上に積極的に取り組んでいると認められる場合
- (2) 徴収専門員派遣等の収納対策事業
税務部門における滞納整理事務経験又は民間の金融部門における債権回収業務経験が豊富な徴収専門員を滞納整理担当として配置した場合
- (3) 口座振替キャンペーン事業
口座振替キャンペーンとして新たに口座振替による納付を開始した者及び口座振替による納付を滞りなく継続している者に特典を付与した場合。口座振替キャンペーン実施に要する費用のみを交付対象とする。ただし、特別徴収対象世帯に対し実施した場合を除く。
- (4) 滞納処分取組推進のための体制整備
職員が徴収権限を十分に活かして滞納処分事務に注力できるよう、職員以外の人材の積極的な活用を図ること等、滞納処分取組促進に向けた体制整備を進めるための事業を対象とする。ただし、国特別調整交付金の対象となる経費を除く。
- (5) 保険料（税）の適正な応益割合確保への取組があること。
次に掲げる取組があること。ただし、特別区においては統一保険料方式を採用しているため、アに係る交付は対象外とする。
なお、応益割合は、昭和63年11月11日厚生省発保第96号「国民健康保険基盤安定負担金交付要綱」様式第2-1号「保険基盤安定負担金繰入金額基礎表（医療分）」から一般被保険者に係る割合を算出する。
ア 平成27年度の医療分保険料（税）の応益割合が、45%以上55%未満である場合
イ 平成27年度に保険料（税）率の改定（賦課限度額の引き上げのみの場合を除く。）を行い、前年度より医療分の応益割合が上昇した場合。ただし、前年度の応益割合が50%を超えている場合は、交付対象外とする。
- (6) 新たな納付方法を導入した場合
ア コンビニエンスストアでの収納に係る初期導入経費を支出した場合
イ マルチペイメントネットワークを利用した収納に係る初期導入経費を支出

した。ただし、国特別調整交付金の交付対象である口座振替については、交付対象外とする。

ウ クレジットカードを利用した収納に係る初期導入経費を支出した場合

エ その他新たな方法での収納に係る初期導入経費を支出した場合

(7) その他の効果的な収納対策事業

保険者が実施する独自事業で、東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課に設置する都特別調整交付金審査委員会において、収納率向上対策事業として先駆的かつ効果的と認められる事業を実施した場合

3 交付額の算定方法

(1) 収納率向上に関わる取組成績が良好であること。

別紙「収納率向上に関わる取組成績別交付算定表」に定めるところによる。

(2) 徴収専門員派遣等の収納対策事業

別表に定めるところによる。

(3) 口座振替キャンペーン事業

別表に定めるところによる。

(4) 滞納処分取組推進のための体制整備

別表に定めるところによる。

(5) 保険料（税）の適正な応益割合確保への取組があること。

年度平均被保険者数に応じて次の表に定める額

2の(6)のアに該当する場合

年度平均被保険者数	交付額
5千人未満	2,000千円
1万人未満	4,000千円
5万人未満	20,000千円
10万人未満	40,000千円
10万人以上	60,000千円

2の(6)のイに該当する場合

年度平均被保険者数	交付額
5千人未満	1,000千円
1万人未満	2,000千円
5万人未満	10,000千円
10万人未満	20,000千円
10万人以上	30,000千円

(6) 新たな納付方法を導入した場合

別表に定めるところによる。

(7) その他の効果的な収納対策事業

別表に定めるところによる。

4 交付申請に係る調書の提出について

2の(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)に該当する特別調整交付金の交付申請は、別添2様式1及び別添2様式2による調書を作成の上、事業説明資料を添付して、あらかじめ東京都と協議を行うことにする。

また、平成28年1月末までに、別添2様式3及び別添2様式4による調書に実

績及び事業の効果を検証できる資料を添付して、東京都に事業報告を行うこととする。

別添2様式1	平成27年度都特別調整交付金	事業実施計画書
別添2様式2	平成27年度都特別調整交付金	事業経費積算内訳（計画）
別添2様式3	平成27年度都特別調整交付金	事業実施状況報告書
別添2様式4	平成27年度都特別調整交付金	事業経費実績（見込）額内訳

別添2別紙

収納率向上に関わる取組成績別交付算定表

1 収納率部門

(1) 現年分収納率

平成26年度現年分収納率に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

A 年度平均被保険者数 10万人以上 (以下「A」という。)		B 年度平均被保険者数 5万人以上 10万人未満 (以下「B」という。)		C 年度平均被保険者数 1万人以上 5万人未満 (以下「C」という。)		D 年度平均被保険者数 1万人未満 (以下「D」という。)	
収納率	交付額	収納率	交付額	収納率	交付額	収納率	交付額
92%以上	105,000	92%以上	60,000	96%以上	35,000	98%以上	3,500
91%以上	95,000	91%以上	55,000	95%以上	33,000	97%以上	3,000
90%以上	85,000	90%以上	50,000	94%以上	30,000	96%以上	2,500
89%以上	75,000	89%以上	45,000	93%以上	28,000	95%以上	1,800
87.67% 以上	65,000	87.67% 以上	40,000	91.90% 以上	25,000	93.72% 以上	1,000

(2) 現年分収納率伸び率

平成26年度現年分収納率伸び率に応じて、次の表に定める額を交付する。ただし、平成25年度現年分収納率伸び率が負の値であった場合は、その分を平成26年度現年分収納率伸び率に加算するものとする。

(単位：千円)

現年分収納率 伸び率	交付額			
	A	B	C	D
2.5%以上	105,000	60,000	35,000	3,500
1.5%以上	85,000	50,000	30,000	2,500
0.55%以上	65,000	40,000	25,000	1,000

(3) 滞納繰越分収納率

平成26年度滞納繰越分収納率に応じて、次の表に定める額を交付する。ただし、保険料と保険税は徴収権の消滅時効が異なるため、保険料を課する場合はア、保険税を課する場合はイを適用する。

ア 保険料を課する場合

(単位：千円)

滞納繰越分 収納率	交付額			
	A	B	C	D
39%以上	35,000	20,000	12,000	1,000
34%以上	25,000	15,000	9,000	600
29%以上	15,000	10,000	7,000	200

イ 保険税を課する場合

(単位：千円)

滞納繰越分 収納率	交付額			
	A	B	C	D
38%以上	35,000	20,000	12,000	1,000
33%以上	25,000	15,000	9,000	600
28%以上	15,000	10,000	7,000	200

(4) 滞納繰越分収納率伸び率

平成26年度滞納繰越分収納率伸び率に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

滞納繰越分 収納率伸び率	交付額			
	A	B	C	D
5.0%以上	35,000	20,000	12,000	1,000
4.0%以上	25,000	15,000	9,000	600
3.0%以上	15,000	10,000	7,000	200

2 滞納処分部門

(1) 差押

① 差押件数による交付

平成26年度に新規に差押処分を行った件数（以下「新規差押件数」という。）に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

新規 差押件数	交付額			
	A	B	C	D
500件以上	40,000	30,000	20,000	2,000
300件以上	20,000	15,000	10,000	1,000
100件以上	10,000	8,000	5,000	500

②差押割合による交付

平成26年度における滞納世帯数に占める新規差押件数の割合（小数点以下第3位を四捨五入するものとする。以下「差押割合」という。）が3%以上の保険者に3,000千円、差押割合10%以上の保険者に5,000千円を交付する。

(2) 被保険者資格証明書

平成26年度における滞納世帯数に占める被保険者資格証明書発行枚数の割合（小数点以下第3位を四捨五入するものとする。以下「資格証発行割合」という。）に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

資格証 発行割合	交付額			
	A	B	C	D
10%以上	15,000	10,000	5,000	500
5%以上	8,000	5,000	3,000	300

3 口座振替部門

(1) 平成26年度における世帯数から特別徴収世帯数を控除した世帯数に占める口座振替世帯数の割合（小数点以下第2位を四捨五入するものとする。以下「口座振替世帯率」という。）に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

口座振替 世帯率	交付額			
	A	B	C	D
50%以上	5,000	4,000	3,000	300
40%以上	3,000	2,000	1,000	100

(2) 平成26年度における国民健康保険新規加入世帯数から特別徴収世帯数を控除した世帯数に占める口座振替世帯数の割合（小数点以下第2位を四捨五入するものとする。以下「新規口座振替世帯率」という。）に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

新規口座振替 世帯率	交付額			
	A	B	C	D
80%以上	7,000	6,000	5,000	500
70%以上	5,000	4,000	3,000	300
60%以上	3,000	2,000	1,000	100

4 用語の定義

この算定表において使用する用語は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現年分収納率

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）（以下「事業年報 B 表収納状況」という。）に規定する現年分収納額及び国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（1）2. 保険料（税）収納状況（以下「事業年報 E 表収納状況」という。）に規定する現年分収納額の合算額を、事業年報 B 表収納状況に規定する現年分調定額から現年分居所不明者分調定額を控除した額及び事業年報 E 表収納状況に規定する現年分調定額から現年分居所不明者分調定額を控除した額を合算した額で除して得た数（小数点以下第3位を四捨五入するものとする。）をいう。

(2) 現年分収納率伸び率

平成26年度現年分収納率から平成25年度現年分収納率を控除した値をいう。

(3) 滞納繰越分収納率

事業年報 B 表収納状況に規定する滞納繰越分収納額及び事業年報 E 表収納状況に規定する滞納繰越分収納額の合算額を、事業年報 B 表収納状況に規定する滞納繰越分調定額から滞納繰越分居所不明者分調定額を控除した額及び事業年報 E 表収納状況に規定する滞納繰越分調定額から滞納繰越分居所不明者分調定額を控除した額を合算した額で除して得た数（小数点以下第3位を四捨五入するものとする。）をいう。

(4) 滞納繰越分収納率伸び率

平成26年度滞納繰越分収納率から平成25年度滞納繰越分収納率を控除した値をいう。

(5) 差押処分を行った件数

平成26年度国民健康保険料（税）の滞納処分状況等の調査（平成27年7月15日付27福保国第324号）様式1「平成26年度滞納処分状況」に規定する「差押」の「預貯金」、「給与」、「生命保険」、「国税還付金」、「その他債権」、「不動産」、「動産」及び「その他」の「処分件数・新規分（B）件数」の合計値をいう。

(6) 滞納世帯数

平成28年度予算関係資料（平成27年6月19日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）様式第16の1「滞納者対策に関する調査」に規定する「滞納世帯数」の値をいう。

(7) 被保険者資格証明書発行枚数

平成28年度予算関係資料 様式第16の1「滞納者対策に関する調査」に規定する「平成27年6月1日現在」の「被保険者資格証明書 交付世帯数」の値をいう。

(8) 世帯数

平成26年度国民健康保険事業の実施状況報告 様式3「保険料（税）収納状況等報

告書（以下「収納状況報告書」という。）」1（その2）に規定する「世帯数（E）」の値をいう。

（9）特別徴収世帯数

収納状況報告書1（その1）に規定する「特別徴収（年金天引き）の世帯数（C）」の値をいう。

（10）口座振替世帯数

収納状況報告書1（1）に規定する「口座振替の世帯数（B）」の値をいう。

別表

交付基準	事業名	対象経費	交付率、交付額及び 交付上限額										
別添1	(1) 保健事業 ア 生活習慣改善指導 イ 健康相談 ウ 重複・頻回受診者に対する指導 エ 特定健康診査未受診者・特定保健指導未利用者対策等	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額	[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2 [交付上限額] 年度平均被保険者数に応じた次の表に定める交付上限額を限度とする。 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="1027 611 1453 1003"> <thead> <tr> <th>年度平均被保険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度平均被保険者数	交付上限額	1万人未満	2,000	1万人以上 5万人未満	3,000	5万人以上 10万人未満	5,000	10万人以上	10,000
	年度平均被保険者数		交付上限額										
1万人未満	2,000												
1万人以上 5万人未満	3,000												
5万人以上 10万人未満	5,000												
10万人以上	10,000												
オ 生活習慣病重症化予防対策	[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2 [交付上限額] 年度平均被保険者数に応じた次の表に定める交付上限額を限度とする。 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="1027 1305 1453 1697"> <thead> <tr> <th>年度平均被保険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度平均被保険者数	交付上限額	1万人未満	2,000	1万人以上 5万人未満	3,000	5万人以上 10万人未満	5,000	10万人以上	10,000		
年度平均被保険者数	交付上限額												
1万人未満	2,000												
1万人以上 5万人未満	3,000												
5万人以上 10万人未満	5,000												
10万人以上	10,000												

	<p>(2) 医療費分析事業 ア レセプト及び療養費支給申請書 イ 特定健康診査・特定保健指導の実施結果</p>		<p>[交付率] 10/10 [交付上限額] 年度平均被保険者数に応じた次の表に定める交付上限額を限度とする。 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1027 421 1453 808"> <thead> <tr> <th>年度平均被保険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度平均被保険者数	交付上限額	1万人未満	2,000	1万人以上 5万人未満	3,000	5万人以上 10万人未満	5,000	10万人以上	10,000										
年度平均被保険者数	交付上限額																						
1万人未満	2,000																						
1万人以上 5万人未満	3,000																						
5万人以上 10万人未満	5,000																						
10万人以上	10,000																						
	<p>(4) その他の独自事業</p>		<p>[交付額] 知事が必要と認めた額</p>																				
<p>別添2</p>	<p>(2) 徴収専門員派遣等の 収納対策事業</p>	<p>報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る）、賃金、報償費、旅費、役務費及び委託料</p>	<p>[交付率] 10/10 [交付上限額] 年度平均被保険者数及び平成24年度からの交付年数に応じた次の表に定める交付上限額を限度とする。 交付年数3年まで (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1027 1182 1453 1570"> <thead> <tr> <th>年度平均被保険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>交付年数4年以降 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1027 1666 1453 2054"> <thead> <tr> <th>年度平均被保険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度平均被保険者数	交付上限額	1万人未満	5,000	1万人以上 5万人未満	10,000	5万人以上 10万人未満	15,000	10万人以上	20,000	年度平均被保険者数	交付上限額	1万人未満	2,500	1万人以上 5万人未満	5,000	5万人以上 10万人未満	7,500	10万人以上	10,000
年度平均被保険者数	交付上限額																						
1万人未満	5,000																						
1万人以上 5万人未満	10,000																						
5万人以上 10万人未満	15,000																						
10万人以上	20,000																						
年度平均被保険者数	交付上限額																						
1万人未満	2,500																						
1万人以上 5万人未満	5,000																						
5万人以上 10万人未満	7,500																						
10万人以上	10,000																						

<p>(3) 口座振替キャンペーン事業</p>	<p>事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、</p>	<p>[交付率] 10/10 [交付上限額] 年度平均世帯数の1割×4,000円</p>																				
<p>(4) 滞納処分取組推進のための体制整備</p>	<p>社会保険料に限る。)、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額</p>	<p>[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2 [交付上限額] 年度平均被保険者数及び平成24年度からの交付年数に応じた次の表に定める交付上限額を限度とする。 交付年数3年まで（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="1034 658 1453 1048"> <thead> <tr> <th>年度平均被保険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>交付年数4年以降（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="1034 1144 1453 1534"> <thead> <tr> <th>年度平均被保険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度平均被保険者数	交付上限額	1万人未満	10,000	1万人以上 5万人未満	20,000	5万人以上 10万人未満	30,000	10万人以上	40,000	年度平均被保険者数	交付上限額	1万人未満	5,000	1万人以上 5万人未満	10,000	5万人以上 10万人未満	15,000	10万人以上	20,000
年度平均被保険者数	交付上限額																					
1万人未満	10,000																					
1万人以上 5万人未満	20,000																					
5万人以上 10万人未満	30,000																					
10万人以上	40,000																					
年度平均被保険者数	交付上限額																					
1万人未満	5,000																					
1万人以上 5万人未満	10,000																					
5万人以上 10万人未満	15,000																					
10万人以上	20,000																					

	<p>(6) 新たな納付方法を導入した場合</p> <p>ア コンビニエンスストアでの収納に係る初期導入経費を支出した場合</p> <p>イ マルチペイメントネットワークを利用した収納に係る初期導入経費を支出した場合</p> <p>ウ クレジットカードを利用した収納に係る初期導入経費を支出した場合</p> <p>エ その他新たな方法での収納に係る初期導入経費を支出した場合</p>		<p>[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2</p>
	<p>(7) その他の効果的な収納対策事業</p>		<p>[交付額] 知事が必要と認めた額</p>
別添3	<p>(2) 柔道整復施術、はり・灸及びあんま・マッサージに関する療養費支給申請書の点検体制の充実・強化に関する事業</p>	<p>事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託</p>	<p>[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2</p>
	<p>(3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に関する事業</p>	<p>料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、</p>	<p>[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2</p>
	<p>(4) その他の独自事業</p>	<p>寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額</p>	<p>[交付額] 知事が必要と認めた額</p>

別添4	(1) 医療費通知事業	事業の内容に応じて次の表に定める額	
		事業内容	交付額
		6か月分を実施	1通×25円
		12か月分を実施	1通×50円
	(2) 国民健康保険事業の未加入者への制度のPR事業	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額	[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2 [交付上限額] 10,000千円
	(3) その他の独自事業		[交付額] 知事が必要と認めた額
別添6	(4) その他の独自事業又はその他特別な事情がある場合	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額	[交付額] 知事が必要と認めた額

別紙2

収納率向上に関わる取組成績別交付算定表

1 収納率部門

(1) 現年分収納率

平成29年度現年分収納率に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

A 年度平均被保険者数 10万人以上 (以下「A」という。)		B 年度平均被保険者数 5万人以上 10万人未満 (以下「B」という。)		C 年度平均被保険者数 1万人以上 5万人未満 (以下「C」という。)		D 年度平均被保険者数 1万人未満 (以下「D」という。)	
収納率	交付額	収納率	交付額	収納率	交付額	収納率	交付額
93%以上	105,000	93%以上	60,000	97%以上	35,000	99%以上	3,500
92%以上	95,000	92%以上	55,000	96%以上	33,000	98.5%以上	3,000
91%以上	85,000	91%以上	50,000	95%以上	30,000	98%以上	2,500
90%以上	75,000	90%以上	45,000	94%以上	28,000	97%以上	1,800
88.61% 以上	65,000	88.59% 以上	40,000	93.28% 以上	25,000	96.11%以上	1,000

(2) 現年分収納率伸び率

平成29年度現年分収納率伸び率に応じて、次の表に定める額を交付する。ただし、平成28年度現年分収納率伸び率が負の値であった場合は、その分を平成29年度現年分収納率伸び率に加算するものとする。

(単位：千円)

現年分収納率 伸び率	交付額			
	A	B	C	D
2.40%以上	105,000	60,000	35,000	3,500
1.40%以上	85,000	50,000	30,000	2,500
0.40%以上	65,000	40,000	25,000	1,000

(3) 滞納繰越分収納率

平成29年度滞納繰越分収納率に応じて、次の表に定める額を交付する。ただし、保険料と保険税は徴収権の消滅時効が異なるため、保険料を課する場合はア、保険税を課する場合はイを適用する。

ア 保険料を課する場合

(単位：千円)

滞納繰越分 収納率	交付額			
	A	B	C	D
41%以上	35,000	20,000	12,000	1,000
36%以上	25,000	15,000	9,000	600
31%以上	15,000	10,000	7,000	200

イ 保険税を課する場合

(単位：千円)

滞納繰越分 収納率	交付額			
	A	B	C	D
41%以上	35,000	20,000	12,000	1,000
36%以上	25,000	15,000	9,000	600
31%以上	15,000	10,000	7,000	200

(4) 滞納繰越分収納率伸び率

平成29年度滞納繰越分収納率伸び率に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

滞納繰越分 収納率伸び率	交付額			
	A	B	C	D
6.5%以上	35,000	20,000	12,000	1,000
4.5%以上	25,000	15,000	9,000	600
2.5%以上	15,000	10,000	7,000	200

2 口座振替部門

- (1) 平成29年度における世帯数から特別徴収世帯数を控除した世帯数に占める口座振替世帯数の割合（小数点以下第2位を四捨五入するものとする。以下「口座振替世帯率」という。）に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

口座振替 世帯率	交付額			
	A	B	C	D
50%以上	5,000	4,000	3,000	300
40%以上	8,000	2,000	1,000	100

- (2) 平成29年度における国民健康保険新規加入世帯数から特別徴収世帯数を控除した世帯数に占める口座振替世帯数の割合（小数点以下第2位を四捨五入するものとする。以下「新規口座振替世帯率」という。）に応じて、次の表に定める額を交付する。

(単位：千円)

新規口座振替 世帯率	交付額			
	A	B	C	D
80%以上	7,000	6,000	5,000	500
70%以上	5,000	4,000	3,000	300
60%以上	3,000	2,000	1,000	100

3 用語の定義

この算定表において使用する用語は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現年分収納率

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）（以下「事業年報 B 表収納状況」という。）に規定する現年分収納額及び国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（1）2. 保険料（税）収納状況（以下「事業年報 E 表収納状況」という。）に規定する現年分収納額の合算額を、事業年報 B 表収納状況に規定する現年分調定額から現年分居所不明者分調定額を控除した額及び事業年報 E 表収納状況に規定する現年分調定額から現年分居所不明者分調定額を控除した額を合算した額で除して得た数（小数点以下第3位を四捨五入するものとする。）をいう。

(2) 現年分収納率伸び率

平成29年度現年分収納率から平成28年度現年分収納率を控除した値をいう。

(3) 滞納繰越分収納率

事業年報 B 表収納状況に規定する滞納繰越分収納額及び事業年報 E 表収納状況に規定する滞納繰越分収納額の合算額を、事業年報 B 表収納状況に規定する滞納繰越分調定額から滞納繰越分居所不明者分調定額を控除した額及び事業年報 E 表収納状況に規定する滞納繰越分調定額から滞納繰越分居所不明者分調定額を控除した額を合算した額で除して得た数（小数点以下第3位を四捨五入するものとする。）をいう。

(4) 滞納繰越分収納率伸び率

平成29年度滞納繰越分収納率から平成28年度滞納繰越分収納率を控除した値をいう。

(5) 世帯数

平成29年度実施状況報告 様式3-2「保険料（税）収納状況等報告書（以下「収納状況報告書」という。）に規定する「世帯数（E）」の値をいう。

(6) 特別徴収世帯数

収納状況報告書に規定する「特別徴収（年金天引き）の世帯数（C）」の値をいう。

(7) 口座振替世帯数

収納状況報告書に規定する「口座振替の世帯数（B）」の値をいう。

別表

交付基準	事業名	対象経費	交付率、交付額及び 交付上限額											
第1	(1) 保健事業 ア 生活習慣改善指導 イ 健康相談 ウ 重複・頻回受診者に対する指導 エ 特定健康診査未受診者・特定保健指導未利用者対策等	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額	[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2 [交付上限額] 年度平均被保険者数に応じた次の表に定める交付上限額を限度とする。 (単位：千円)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度平均被保険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>		年度平均被保険者数	交付上限額	1万人未満	2,000	1万人以上 5万人未満	3,000	5万人以上 10万人未満	5,000	10万人以上	10,000		
年度平均被保険者数	交付上限額													
1万人未満	2,000													
1万人以上 5万人未満	3,000													
5万人以上 10万人未満	5,000													
10万人以上	10,000													
	オ 生活習慣病重症化予防対策 カ 健康づくり推進の地域活動等 キ 地域包括ケアシステムの推進の取組 ク 禁煙支援		[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2 [交付上限額] 年度平均被保険者数に応じた次の表に定める交付上限額を限度とする。 (単位：千円)											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度平均被保険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>		年度平均被保険者数	交付上限額	1万人未満	2,000	1万人以上 5万人未満	3,000	5万人以上 10万人未満	5,000	10万人以上	10,000
年度平均被保険者数	交付上限額													
1万人未満	2,000													
1万人以上 5万人未満	3,000													
5万人以上 10万人未満	5,000													
10万人以上	10,000													

(2) 医療費分析事業
 ア レセプト及び療養費
 支給申請書
 イ 特定健康診査・特定
 保健指導の実施結果

[交付率] 10/10。ただし、
 備品購入費は1/2
 [交付上限額] 年度平均被保険者
 数に応じた次の表に定める交付
 上限額を限度とする。

(単位：千円)

年度平均被保 険者数	交付上限額
1万人未満	2,000
1万人以上 5万人未満	3,000
5万人以上 10万人未満	5,000
10万人以上	10,000

(4) その他の独自事業

[交付額] 知事が必要と認めた額

第2	(2) 徴収専門員派遣等の 収納対策事業	報酬、給料、職員手当 等、共済費（共済組合 負担金、社会保険料に 限る）、賃金、報償費、 旅費、役務費及び委託 料	<p>[交付率] 10/10</p> <p>[交付上限額] 年度平均被保険者 数及び平成24年度からの交付 年数に応じた次の表に定める交 付上限額を限度とする。</p> <p>交付年数3年まで（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="973 492 1364 862"> <thead> <tr> <th>年度平均被保 険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>交付年数4年以降（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="973 952 1364 1321"> <thead> <tr> <th>年度平均被保 険者数</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 5万人未満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上 10万人未満</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度平均被保 険者数	交付上限額	1万人未満	5,000	1万人以上 5万人未満	10,000	5万人以上 10万人未満	15,000	10万人以上	20,000	年度平均被保 険者数	交付上限額	1万人未満	2,500	1万人以上 5万人未満	5,000	5万人以上 10万人未満	7,500	10万人以上	10,000
年度平均被保 険者数	交付上限額																						
1万人未満	5,000																						
1万人以上 5万人未満	10,000																						
5万人以上 10万人未満	15,000																						
10万人以上	20,000																						
年度平均被保 険者数	交付上限額																						
1万人未満	2,500																						
1万人以上 5万人未満	5,000																						
5万人以上 10万人未満	7,500																						
10万人以上	10,000																						
	(3) 口座振替キャンペ ン事業	事業に必要な報酬、給 料、職員手当等、共済 費（共済組合負担金、 社会保険料に限る。）、 賃金、報償費、旅費、 需用費、役務費、委託 料、使用料及賃借料、 負担金補助及交付金及 び備品購入費で、実際 に支出した経費から、 寄附金、他の補助金そ の他の収入額を控除し た額	<p>[交付率] 10/10</p> <p>[交付上限額] 年度平均世帯数の 1割×4,000円</p>																				

(4) 滞納処分の取組推進
のための体制整備

〔交付率〕 10/10。ただし、
備品購入費は1/2

〔交付上限額〕 年度平均被保険者
数及び平成24年度からの交付
年数に応じた次の表に定める交
付上限額を限度とする。

交付年数3年まで (単位：千円)

年度平均被保 険者数	交付上限額
1万人未満	10,000
1万人以上 5万人未満	20,000
5万人以上 10万人未満	30,000
10万人以上	40,000

交付年数4年以降 (単位：千円)

年度平均被保 険者数	交付上限額
1万人未満	5,000
1万人以上 5万人未満	10,000
5万人以上 10万人未満	15,000
10万人以上	20,000

	<p>(5) 新たな納付方法を導入した場合</p> <p>ア コンビニエンスストアでの収納に係る初期導入経費を支出した場合</p> <p>イ マルチペイメントネットワークを利用した収納に係る初期導入経費を支出した場合</p> <p>ウ クレジットカードを利用した収納に係る初期導入経費を支出した場合</p> <p>エ その他新たな方法での収納に係る初期導入経費を支出した場合</p>		<p>[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2</p>
	<p>(6) その他の効果的な収納対策事業</p>		<p>[交付額] 知事が必要と認めた額</p>
第3	<p>(2) 柔道整復施術、はり・灸及びあんま・マッサージに関する療養費支給申請書の点検体制の充実・強化に関する事業</p>	<p>事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額</p>	<p>[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2</p>
	<p>(3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に関する事業</p>	<p>事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額</p>	<p>[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2</p>
	<p>(4) その他の独自事業</p>	<p>事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額</p>	<p>[交付額] 知事が必要と認めた額</p>

第4	(1) 医療費通知事業	事業の内容に応じて次の表に定める額	
		事業内容	交付額
		6か月分を実施	1通×25円
		12か月分を実施	1通×50円
	(2) 国民健康保険事業の未加入者への制度のPR事業	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額	[交付率] 10/10。ただし、備品購入費は1/2 [交付上限額] 10,000千円
	(3) その他の独自事業		[交付額] 知事が必要と認めた額
第6	(3) その他の独自事業又はその他特別な事情がある場合	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費（共済組合負担金、社会保険料に限る。）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金補助及交付金及び備品購入費で、実際に支出した経費から、寄附金、他の補助金その他の収入額を控除した額	[交付額] 知事が必要と認めた額

◆参加申し込みは、2018年2月21日（水）までに、下記申込書に記入のうえ中央
社保協まで送付してください。

FAX 03-5808-5345 アドレス k25@shahohyo.jp

2018年度中央社保協全国代表者会議参加申込書

記入日 _____ 月 _____ 日 _____

組織名 _____

資料 有（ 送付 持参 ） 無 （どちらかに○印を）

記入者氏名（ _____ ）

連絡先（電話番号等） _____

○参加者氏名 _____

○参加者氏名 _____

○参加者氏名 _____

○参加者氏名 _____

中央社保協 2018 年度全国代表者会議

学習会のご案内

中央社保協 2018 年度全国代表者会議の開催(3 月 9 日)にあわせて、「学習会」を開催します。今回の中央社保協代表者会議は、通常国会の開会中に国会で開催し、統一地方選挙や参議院選挙を前に、安倍暴走政治 NO! の運動と世論を広げるたたかひの重要な意志統一の場となります。是非、各団体や県・地域社保協からも多数ご参加いただけますようご案内致します。

日時 2019 年 3 月 9 日(土)15 時～16 時 30 分

会場 けんせつプラザ東京 5 階ホール

東京都新宿区北新宿 1-8-16 (下記地図参照)

講師 井口克郎氏(神戸大学准教授)

「医療・介護保障の抑制・後退政策と対抗軸

～日本における健康権の普及と確立を～」(仮)

※参加費無料、事前申し込み不要

けんせつプラザ東京 (東京土建本部) アクセス



けんせつプラザ東京 (東京土建本部会館) の最寄り駅は JR 総武線『大久保駅』または JR 山手線『新大久保駅』になります。
お車でお越しの場合は、けんせつプラザ東京とセブンイレブンの間を入りますと駐車場がございます。駐車できる台数に限りがございますので、予めご承知おきください。

※問い合わせ先 中央社保協 担当：山口、是枝

電話 03-5808-5344

E-mail k25@shahokyo.jp

2019年1月吉日

関係各位

中央社会保障推進協議会
事務局長 山口 一秀

中央社保協結成 60 周年記念レセプションのご案内

初春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より社会保障運動へのご協力に感謝申し上げます。

さて、1958年に中央社会保障推進協議会を結成し、政府の社会保障切り捨て政策と対峙し、地域の皆さん、諸団体と共にたたかってきて60年が経過しました。さらなるたたかひの飛躍を期して、レセプションを開催致します。

ご多用とは存じますが、皆様、諸団体からのご出席をいただければ幸いです。

記

日時 2019年3月9日(土)17時～19時

15時からの代表者会議「学習会」(案内別紙)へも是非ご参加ください。

会場 けんせつプラザ東京 5階ホール

東京都新宿区北新宿1-8-16 [別紙地図参照]

会費 5,000円

以上

尚、ご出欠につきましては、別紙の用紙にてFAXまたはEメール、お電話にてご返信を頂けますようお願い致します。準備の都合上、ご返信は2月20日(水)までにお願い致します。

また、ご欠席の場合、メッセージをいただけると幸いです。

※お問い合わせ先

中央社保協 担当：山口、是枝

電話 03-5808-5344 Fax 03-5808-5345

E-mail k25@shahokyo.jp

【送り先】 中央社保協事務局

Fax 03-5808-5345 E-mail k25@shahokyo.jp

電話 03-5808-5344

中央社保協結成 60 周年記念レセプション

御出席

御欠席

団体名 _____

氏名 _____ (役職)

氏名 _____ (役職)

氏名 _____ (役職)

氏名 _____ (役職)

※準備の都合上、ご返信は 2 月 20 日 (水) までにお願い致します。

メッセージ欄

中央社保協結成 60 周年記念レセプション 会場案内



けんせつプラザ東京（東京土建本部会館）の最寄りにはJR総武線『大久保駅』またはJR山手線『新大久保駅』になります。

お車でのお越しの場合は、けんせつプラザ東京とセブンイレブンの間を入りますと駐車場がございます。駐車できる台数に限りがございますので、予めご承知おきください。

憲法と障害者権利条約の求める社会の実現をめざし！

第 52 回

障害者の生活と権利を守る都民集会

◆日時：2019年2月11日(月・祝日)10時～17時00分

◆場所：戸山サンライズ(全国障害者総合福祉センター 掲載地図参照)

◆日程・内容

*資料代2000円、保育・送迎有り

午前 全体会(10時～12時30分)

記念講演 宇都宮 健児氏

「日本国憲法は、平和、生活の礎」

【プロフィール：弁護士。元日本弁護士連合会会長。多重債務問題、消費者金融問題の専門家。宮部みゆきの小説『火車』に登場する弁護士のモデル。反貧困ネットワーク代表や年越し派遣村名誉村長を務める。】

午後 分科会(13時30分～17時00分)

分科会	分科会のテーマ
第1分科会	障害のある子どもの教育の充実を求めて
第2分科会	障害者の社会参加と自立を支援する障害福祉サービスについて
第3分科会	障害者施設の抱える問題や課題について
第4分科会	誰もが安心して暮せる福祉のまちづくり
第5分科会	暮らしの場づくりを考える



駐車場がございませんので予めご承知下さい。



障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

連絡先：新宿区大久保1-1-2 富士ビル4階

TEL: 03-3207-5636 FAX: 03-3207-5638